

第 8 号		
発行日 2025. 7.18		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

バス関申第 14 号に対する回答①

「旅費及び諸手当の改正について」に関する申し入れ（JR 東労組バス関申第 14 号
2025. 6. 9）に対する回答

2025 年 7 月 18 日

ジェイアールバス関東株式会社

1. 旅費の申請方法について、旅行終了後支給に一本化する理由を明らかにすること。また、高額な場合は自己負担が大きくなるため、3 万円以上の場合は現行通りとすること。

回答）複雑な支給基準を簡略化し、支給にかかわる事務作業の軽減化を図るためであり、旅行開始時点での一時立替払いによる個人負担増については、支給日を複数日設ける等で社員への負担を軽減する考えである。

2. 船車賃（交通費）における職名相当職に応じた等級区分を廃止する理由を明らかにすること。

回答）J R 東日本省内を含めて、特急列車の全席指定席化は今後も増えていくことが想定される。そのため、職責を問わず、目的地までの最短距離に基づいて利用した運賃・料金を支給することとした。

3. 出張・研修等及び業務連絡旅行における日当・宿泊料等の見直し（廃止）を行う理由を明らかにすること。また、出張・研修等及び業務連絡旅行における日当・宿泊料等の見直しに伴う特別措置を行う理由を明らかにすること。

回答）従前の役職別の定額支給ではなく、業務上必要な経費を実費で支給することとし、特別措置については乗務員の旅費等と異なり代替措置を講じないための激変緩和措置として実施することとした。

J R バス関東で働く仲間を一つに！